

# 活動分野の一覧

	<p><b>1. 保健・医療又は福祉の増進を図る活動</b>                      高齢者や障害者の生活支援に関する活動                      また高齢者の介護サービス、障害者へのサービス、点字・手話サークル等が該当</p>		<p><b>11.国際協力の活動</b>                      難民支援や開発援助・技術協力など発展途上国への援助、さらには、留学生の支援活動や国際交流活動など、国境を越えての交流や協力の活動など</p>
	<p><b>2. 社会教育の推進を図る活動</b>                      生涯学習の推進を図る活動や消費者教育、高齢者向けのパソコン教室などが該当</p>		<p><b>12.男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</b>                      女性差別の撤廃を促進する活動であり、具体例として、セクハラの防止活動や女性の地位向上、女性雇用の充実を図る活動など</p>
	<p><b>3. まちづくりの推進を図る活動</b>                      「町や地域にとって有用なことを行う」場合はこの分野に該当し、具体例として、村おこし、町並み保存、地域商店街の活性化、地域情報誌発行の活動等</p>		<p><b>13. 子どもの健全育成を図る活動</b>                      子どもの健やかな成長を図る活動であり、地域の子どもの会の活動や非行防止活動、いじめ相談、児童虐待防止、児童相談、さらには放課後活動の実施、学童保育事業などの活動など</p>
	<p><b>4.観光の振興を図る活動</b>                      従来は、広い意味で「まちづくりの推進を図る活動」に含まれていたが、各地域独自の資源を活用した観光の振興が、地域の活性化を図る上で重要であるとの考えに基づき、新たに追加</p>		<p><b>14. 情報化社会の発展を図る活動</b>                      インターネットを利用した学習システムの普及活動など新しい情報通信技術手段の活用を図る活動。具体例としてはIT講座の実施、ホームページの制作受託・運営、パソコントラブルの解消、パソコン講座の実施など</p>
	<p><b>5.農山漁村又は中山間地域の振興</b>                      これまでは広い意味で「まちづくりの推進を図る活動」に含まれていたが、村おこし等による農山漁村又は中山間地域の振興は、NPO法人による活動が特に期待されるため新たに追加</p>		<p><b>15. 科学技術の振興を図る活動</b>                      新技術を開発し普及させること、または現在活用されていない優れた技術を普及させる事業など</p>
	<p><b>6.学術、文化、芸術又はスポーツの振興</b>                      芸術家への支援、地域楽団や地域劇団、伝統文化の振興・継承、スポーツ教室の活動など</p>		<p><b>16. 経済活動の活性化を図る活動</b>                      新しく起業する人を支援する活動や地域全体の経済活性化の促進を図る活動、コミュニティビジネスの研究・支援、地域通貨事業の実施など</p>
	<p><b>7.環境の保全を図る活動</b>                      野生動物の保護、野鳥の保護、森林保全、リサイクル運動、公害調査や公害の防止活動など。自然環境だけでなく、都市環境や文化的な生活環境を守る活動など</p>		<p><b>17.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援</b>                      実務に役立つ資格の取得を支援する活動や就労を希望する人への就労支援、就労情報の提供、雇用の創出を図る活動などが当てはまります。障害者への職業訓練などもこの分野</p>
	<p><b>8. 災害救援活動</b>                      災害時に人命救助することや被災者の生活を支援するといったものだけでなく、災害が発生した際の救援ネットワークづくりや災害後の支援活動</p>		<p><b>18.消費者の保護を図る活動</b>                      消費者に対して商品に関する情報提供、商品知識の普及を図る活動などです。悪質商法から消費者を守る活動など</p>
	<p><b>9.地域安全活動</b>                      地域における安全性を高める活動であり、具体例として、地域での交通安全活動、犯罪の防止活動、地域の消防団など</p>		<p><b>19.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</b>                      1 から 18 までの活動を行う団体に対する助言や支援、団体間の連絡・交流を図る活動であり、NPO を支援する施設事業やNPO に資金を援助している助成団体などがこれに当てはまります</p>
	<p><b>10.人権の擁護又は平和の推進を図る</b>                      人権擁護活動（障がい者・女性・子どもなどあらゆる人権の擁護を図る活動）や核兵器廃絶・地雷の禁止などの平和推進活動など</p>		<p><b>20.前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</b>                      改正に伴い平成 24 年 4 月より追加。神奈川県では該当する活動はありません</p>